科学・技術と環境保全の視点から見た環境政策の状況

			個別計画・施策の状況	環境基本法の位置づけ	環境基本計画の規定
1	科学的な不確 実性への対 処	不確実性前提の施 策の考え方	・「科学的知見の不足は対策を取らない理由 となしない」との観点から取組 ・遺伝子組み換え生物規制法などの手続規 制	(なし)	・環境政策の指針として「完全な科学 的証拠が欠如していることを対策を延 期する理由とはせず、科学的知見の充 実に努めながら、必要に応じ、予防的 な方策を講じる」と記述。 ・不確実性を伴う問題への対処として 環境リスクの考え方の採用を規定。
		不確実性低減への 取組	·IPCC等の国際的枠組みへの参画 ·調査、研究による科学的知見の集積	理念(第3条)において「科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として環境保全を行うことを規定	・政策手段の一つである「科学技術」と して調査研究、観測監視の充実に言 及
2	技術開発・普 及の加速化	戦略の立案	・科子技術基本計画での環境保全の位置でけ ・環境研究・技術開発の推進に関する戦略で くり ・地球環境科学技術計画、バイオマスニッポンなど各分野の戦略	なし	・政策手段の一つである「科学技術」に おいて、公的部門、民間での研究開発 について、全体を通じた明確な戦略の 樹立、国家産業技術戦略の実施に言 及
		効果的な資源投入	·一括計上予算、調整費 ·競争的資金の充実	・科学技術の振興(30条)において、科学技術の振興及びそのための体制整備、研究開発推進、研究者の養成などの措置を講じることを規定	国の試験研究機関の試験研究費の配 分計画に言及
		技術導入を促進する 制度	・実証モデル事業		個別にはなし
		評価システム	・環境研究評価調整官による評価	(なし)	なし

3	科学的情報についてのコミュニケーショ ンの重要性		・環境保全活動環境教育推進法、環境配慮 推進法などにより情報の積極的開示を支援 ・環境情報システム、環境情報拠点の整備	活動の促進のため、必要な情報を提供するよう努めると規定。 ・民間とのコミュニケーションとし	・基盤となる施策として、国の有する環境情報の総合的な整備提供を規定・環境報告書その他の情報的手法について規定
4	科学技術を支 ― える基盤強化 ―	戦略の作成	・科学技術基本計画での環境保全の位置づけ ・環境研究・技術開発の推進に関する戦略づくり ・地球環境科学技術計画、バイオマスニッポンなど各分野の戦略	なし	・政策手段の一つである「科学技術」において、公的部門、民間での研究開発について、全体を通じた明確な戦略の樹立、国家産業技術戦略の実施に言及
		研究体制	·国立環境研究所他国の研究機関の整備 ·地方環境研究所のネットワーク化 ·共同研究などによる官民協力の推進	・科学技術の振興(30条)において、科学技術の振興及びそのための体制整備、研究開発推進、研究者の養成などの措置を講じることを規定	・基盤となる施策として、国における施設体制の整備を規定 ・地方公共団体の研究機関の交流参加
		資金確保	·一括計上予算、調整費 ·競争的資金の充実 など		国の試験研究機関の試験研究費の配 分計画に言及
		担い手の確保	・技術士に環境部門を設置		基盤となる施策として大学などでの専門的教育の推進、公的資格の活用、 研究者等の相互交流を規定
		国際的交流	・APN、APEISなどの国際的研究ネットワークの支援、参加	国際的連携の確保(33条)として調査、試験研究の推進のための国際協力の推進を規定。	国際的取組(第4節)において、国際的な各主体間のワーキング、共同研究、研究者交流に言及